入札説明書

**令和７年度就職支援セミナー事業の実施運営に伴う業務一式**

「**令和７年度就職支援セミナー事業の実施運営に伴う業務一式**」の調達に関わる入札公告（令和７年２月７日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当官等

支出負担行為担当官

山形労働局総務部長　東海林　司

２　調達内容

（１）調達案件

**令和７年度就職支援セミナー事業の実施運営に伴う業務一式**

（２）調達案件の仕様

別添１「委託要綱」及び別添２「仕様書」のとおり

※　別添１「委託要綱」及び別添２「仕様書」の不明点は、電子メールにより下記４（２）の担当者に照会すること。

（３）契約期間

契約日から令和８年３月31日（火）

（４）履行場所

別添１「委託要綱」及び別添２「仕様書」のとおり

（５）入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

（６）入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第２９条の４、第２９条の９、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７２条第１項、第７７条第２号及び第１００条の３第３号）。

３　競争参加資格

（１）予決令第７０条及び第７１条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者。

イ　以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

（ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（キ）前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（２）令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格) 「役務の提供等」でＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

（３）次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

ア　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

イ　経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

（４）労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近２年間の保険料の滞納がないこと。）。

（５）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（６）次に掲げる全ての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第１９３条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア　入札書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。

イ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ　入札書提出時において、過去３年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

（７）その他仕様に基づく要件等を満たしていること。

（８）「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１又は日本産業規格ＪＩＳＱ２７００１）の認証」又は「プライバシーマーク付与（ＪＩＳＱ１５００１）」のうち、いずれかを取得していること。

（９）過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

（10）本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。

（11）個人情報等の適切な管理が可能な作業場所や設備・機器が用意できること。

（12）入札書提出時において、過去１年間に厚生労働省山形労働局が所管する委託事業で以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと 。

①　契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと

②　契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと

③　契約書に基づき、委託者から委託事業実施状況報告書を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと

④　契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと

（13）情報の漏えい、改ざん、消失等の事象が発生した場合において実施すべき事項、手法等が明確化されており、かつ、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育体制が整備されていること。また、過去に重大な情報漏えい問題が発生していないこと。

４　入札説明書の交付場所、問合せ先等

（１）契約条項を示す場所及び問合せ先

〒990－8567

山形県山形市香澄町三丁目２番１号　山交ビル３階

山形労働局総務部総務課　担当：内谷（ｳﾁﾔ）

電話：023－624－8221

電子メール：uchiya-tomoshige@mhlw.go.jp

（２）入札説明書の交付場所、仕様書に関する問合せ先

ア　問合せ先・方法

下記の電子メールアドレスへのメールにて受け付ける。

なお、メールの件名は本事業に係る問合せであることが分かるものとすること。

〒990－8567

山形県山形市香澄町三丁目２番１号　山交ビル３階

山形労働局職業安定部職業安定課　担当：鈴木

電話：023－626-6109

電子メール：suzuki-atsukoko@mhlw.go.jp

イ　問合せの受付期間

令和７年２月７日（金）から令和７年３月３日（月）12時まで

ウ　問合せに対する回答

問合せに対する回答は、令和７年３月４日（火）17時までに、質問者及び入札書類を交付しかつ入札に参加を希望する者に対しメール等で行う。

５　入札説明会の日時及び場所

　　入札説明会は開催しないため、事業内容等の質問等については、上記４（２）を踏まえて、問い合わせること。

６　入札書の提出場所等

　本入札案件は、電子調達システム（https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101）により執行することとし、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出は以下のとおりとする。原則、入札は電子入札によること。

（１）電子調達システムにより入札を行う場合

　　ア　入札書の提出期限

　　　　令和７年３月６日（木）17時00分

イ　電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた場合は一切認めない。

ウ　入札書の提出の際は、入札内訳書（別紙１②）を添付すること（ＰＤＦファイルにより添付）。入札内訳書の添付が無い場合は無効とする。

また、２回目の入札以降についても、入札内訳書の添付を必須とする。

（２）紙による入札の場合

ア　入札書の提出期限

　　令和７年３月６日（木）17時00分＜電子調達と同一日時＞

イ　別紙１の様式により作成した入札書、及び別紙１②の様式により作成した入札内訳書を封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和７年３月７日（金）開札『令和７年度就職支援セミナー事業の実施運営に伴う業務一式』の入札書在中」と朱書きし、提出期限までに上記４（１）へ提出しなければならない。

なお、原則郵送（書留郵便に限る。）で提出とするが、持参での提出も可とする。

再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

ウ　入札書には電子くじ番号として、任意の３桁を記入しなければならない。入札書に電子くじの記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

　※　電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が二人以上いる場合のくじ引き（７（４）参照）に使用される。

エ　紙による入札の場合は、別紙６の様式を提出しなければならない。

オ　紙により入札する場合には、郵送又は持参の提出方法にかかわらず、提出期限までに上記４（１）の連絡先へ、入札書を提出した旨を電子メールにより連絡すること。

その際、メールの件名は「令和７年３月７日（金）開札『令和７年度就職支援セミナー事業の実施運営に伴う業務一式』の入札書提出の連絡」とし、メールの本文に競争参加者の氏名、名称又は商号を記載すること。

事前連絡が無い場合は、落札者の決定に影響する可能性があるので留意すること。

　　カ　入札書の提出の際は、入札内訳書（別紙１②）を添付すること。入札内訳書の添付が無い場合は無効とする。

また、２回目の入札以降についても、入札内訳書の添付を必須とする。

（３）入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

（４）代理人による入札

ア　代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。

なお、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

イ　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに別紙２による委任状を上記４（１）に提出しなければならない。

なお、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

ウ　入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（５）入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、令和７年３月６日（木）12時00分までに別紙３に記載のある競争参加資格等確認関係書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子調達システムに定める手続に従い提出しなければならない。

なお、紙による入札の場合は、競争参加資格等確認関係書類の写しを上記４（１）契約条項を示す場所に提出すること。

（６）入札の無効

ア　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ　代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

ウ　別紙４及び別紙５の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（７）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

（８）入札書及び競争参加資格確認関係書類等の日付は提出日とする。

７　開札の取扱い

（１）開札の日時及び場所

令和７年３月７日（金）14時00分

山形労働局　相談室Ｂ

（２）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、開札場における立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻に端末の前で待機し、同システムにより開札に立ち会うものとする。

（３）紙による入札の場合

ア　紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記４（１）の連絡先へ電話又はメールで連絡すること。

イ　入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。開札の結果は電話等で連絡する。

ウ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ　入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

（４）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書も同封しておくこと。

紙による入札で入札者又はその代理人が開札に立ち会う場合にも、上記６（２）おける入札書の提出時にあらかじめ再度入札のための入札書を同封すること。

電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

８　その他

（１）本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

ア　本入札説明書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当省が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（３）契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、落札者からの落札額の内訳（請負金額内訳明細書）の提出後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案２通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記のイの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ　契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

カ　令和７年度予算が令和７年４月１日までに成立しない場合には、契約期間及び契約内容等について別途協議することとする。

（４）支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に契約金額を支払う。

（５）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

（６）インボイス制度の施行

インボイス制度の施行に伴い、受託者が適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者または登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」という。）から課税仕入れを行う場合、仕入税額控除を行うことができなくなることによる受託者の負担については、国が支弁する。そのため、免税事業者等から課税仕入れを行うことを予定している場合は、増加する負担額を応札時点で事業総額に計上した上で、契約金額を見積もること。なお、その際は、令和５年10月１日から令和８年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の8割、令和８年10月１日から令和11年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の５割を仕入税額とみなして控除することが可能である経過措置を踏まえること。

なお、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対しその地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が直ちに問題となるものではないが、見直しに当たっては優越的地位の濫用に該当する行為を行わないよう注意すること。

（７）契約を締結しない場合の違約金

　　　落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）の１００分の５に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

○　様式等

　　別紙１　入札書作成様式

　　（別ファイル）

別紙１②　入札内訳書

別紙２　委任状

別紙３　競争参加資格等確認関係書類

（別ファイル）

様式１　障害者の雇用状況に関する報告書

様式２　関係会社一覧表

別紙４　競争参加資格に関する誓約書

別紙５　暴力団等に該当しない旨の誓約書

別紙６　電子調達システム案件の紙入札方式での参加について

別紙７　適合証明書

　（別ファイル）

別添１　委託要綱

別添２　仕様書

別紙１

# 入札書

￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－

案件名：「令和７年度就職支援セミナー事業の実施運営に伴う業務一式」

上記のとおり入札説明書を承諾の上入札いたします。

令和　　年　　月　　日

住　所

商　号

代表者

代理人

支出負担行為担当官

山形労働局総務部長　　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 電子くじ番号  （任意の数字３桁を記入） | | |
|  |  |  |

※「電子くじ番号」に数字の記入がない場合は、職員が任意の番号を入力する。

※代理人で入札する場合は、代表者氏名の下に代理人である者の氏名を記載し、別途委任状を添付すること。

別紙２

委　　任　　状

（住所）

　私は、（氏名） 　 を代理人と定め下記案件の

入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

案件名：令和７年３月７日（金）開札

　　　　　　　令和７年度就職支援セミナー事業の実施運営に伴う業務一式

令和　　年　　月　　日

住　所

商　号

代表者

支出負担行為担当官

山形労働局総務部長　　殿

別紙３

# 競争参加資格等確認関係書類

１　提出書類

1. 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写

（２）以下の直近2年間の保険料の領収書の写（①②ともに必須）

①労働保険

②厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金

（以下、アを原則とし、用意できない場合はイ）

　　ア　保険料の納付を受け付ける機関による証明日（提出日から６か月以内）において過去２年以上の保険料の滞納がないことの証明がなされた書面（写しの提出可）

例：労働保険料等納入証明書（労働保険）、社会保険料納入証明書（社会保険）

　　イ　直近２年間の領収書等納付状況を明らかにできる書類の写し

例：納付書・領収証書（労働保険）、領収済通知書（健康保険、厚生年金保険）、健康保険料振込受付書（健康保険）

（３）誓約書（別紙４及び別紙５）及び添付書類

（４）《紙入札の場合のみ》電子調達システム案件の紙入札方式での参加について（別紙６）

（５）適合証明書（別紙７）

（６）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく令和６年の障害者雇用状況報告書の写し。法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（障害者雇入れ計画の作成命令を受けていない場合は、現在の状況について障害者雇用状況報告に準じた文書。なお法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを示す書類）。ただし、常用労働者数が３９人以下の事業主については様式１。

（７）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づく令和６年の高年齢者雇用状況報告書の写し。令和６年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の場合は、高年齢者雇用確保措置を定め、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し（適法に就業規則を提出していない場合にあっては、高年齢者雇用確保措置を講じていることを示す書類）。

（８）関係会社（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第１９３条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（様式２）

２　提出期限　　令和７年３月６日（木）（12時00分）

別紙４

**競争参加資格に関する誓約書**

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

２　入札書提出時において、過去５年間に職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。

３　入札書提出時において、過去３年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

４　入札書提出時において、過去１年間に厚生労働省山形労働局が所管する委託事業で、以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。

①　契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと

②　契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと

③　契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと

④　契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと

５　以下の①、②のいずれにも該当しないこと。

①予算決算及び会計令第７０条の規定に該当する者であること。

②予算決算及び会計令第７１条の規定に該当する者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）であること。

６　事業の実施にあたっては、各種法令を遵守すること。

７　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

８　前記１から７について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所

　　　　商号又は名称

　　　　　代表者氏名

支出負担行為担当官

山形労働局総務部長　殿

別紙５

**誓　約　書**

□　私

□　当社　は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者。

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和　　年　　月　　日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

【添付書類の参考様式】

**役 員 等 名 簿**

法人（個人）名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | （フリガナ） | 生年月日 |
| 氏名 |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |

別紙６

電子調達システム案件の紙入札方式での参加について

　下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

　１　入札案件名　令和７年度就職支援セミナー事業の実施運営に伴う業務一式

　２　電子調達システムでの参加ができない理由

　　（記入例）

　　　・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

令和　　年　　月　　日

住　所

商　号

代表者

　　支出負担行為担当官

　　山形労働局総務部長　　殿

別紙７

令和　　年　　月　　日

適　 合 　証　 明 　書

入札説明書に記載の「競争参加資格」について以下のとおり適合することを証明いたします。

住所

商号又は名称

代表者氏名

案件名：令和７年度就職支援セミナー事業の実施運営に伴う業務一式

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 競争参加資格 | 適否 | 合格判定の拠となる事由 |
| 経営の状況が健全であること。 |  | 以下の写しを添付。  ・過去２か年度分の財務諸表  ・公認会計士若しくは監査法人による監査報告書の写し、又は、民間で使用されている「中小企業の会計の関する指針の適用に関するチェックリスト」（日本税理士会連合会作成）若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」（日本税理士連合会作成）を用いて税理士が確認した結果の写し（過去２か年度分）  ※上記写しのほか、必要な場合に労働者名簿、賃金台帳、本事業を受託した際に予定している外注先の情報・業務内容等の提出を求めることがある。 |
| 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１又は日本産業規格ＪＩＳＱ２７００１）の認証」又は「プライバシーマーク付与（ＪＩＳＱ１５００１）」のうち、いずれかを取得していること。 |  | 認定書等の写しの添付 |
| 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。 |  | 実績を有することが分かる資料（様式任意。概ね５か年度以内。国及び地方公共団体との契約があれば優先的に記載すること。） |
| 本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。 |  | 作業場所及びデータの保管場所について、左記の条件を満たすことが分かる資料（所在地、写真等）を添付すること。 |
| 個人情報等の適切な管理が可能な作業場所や設備・機器が用意できること。 |  | 作業場所や設備・機器について、左記の条件を満たすことが分かる資料（レイアウト図、写真等）を添付すること。 |
| 情報の漏えい、改ざん、消失等の事象が発生した場合において実施すべき事項、手法等が明確化されており、かつ、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育体制が整備されていること。また、過去に重大な情報漏えい問題が発生していないこと。 |  | 添付書類は不要 |

※「適否」の判定に当たっては、「○」又は「×」のいずれかを記入すること。